

よこすかエコポイント



横須賀市地球温暖化対策地域協議会では、温室効果ガスの削減やエネルギーの効率的な利用を促進するため、対象設備・機器を設置・購入された方に、市内協力事業者の店舗で利用できる商品券やポイントを差し上げるエコポイント事業を実施します！

1 対象設備・機器とエコポイント交付額

対象設備・機器		エコポイント交付額
①	太陽光発電システム	8,000円分
②	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	
③	定置用リチウムイオン蓄電システム	
④	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	5,000円分
⑤	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）	
⑥	潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ等）	
⑦	潜熱回収型石油給湯機（エコフィール等）	
⑧	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	
⑨	電動バイク	

2 対象設備・機器の要件

- (1) 未使用のものであること
- (2) 令和2年4月～令和3年2月に設置・購入していること（太陽光発電システムは売電を開始していること）
- (3) **太陽光発電システム**は、定格出力1kW以上で、太陽光を利用して発電するシステムであり、電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結していること
- (4) **家庭用燃料電池システム（エネファーム）**は、原則として、経済産業省の「令和2年度家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金」の対象となるシステムであること
- (5) **電動バイク**は、標識交付証明書の「総排気量・定格出力」が「kW」で記載されている原動機付自転車（ミニカーを除く）、又は軽自動車届出済証の「総排気量又は定格出力」が「kW」で記載されている自動二輪車（軽二輪車）であること
- (6) **上記以外の対象設備・機器**は、原則として、環境省の「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業」の対象システムか同等以上のものであること

3 対象者

- (1) 市内の居住する住宅に対象設備・機器を新規で設置・購入した市民（個人）
- (2) 対象設備・機器が設置されている住宅を新規で購入した市内に住所を有し居住する市民（個人）

4 エコポイント交付予定件数

約600件（予算額を超えた場合は抽選）

5 エコポイント交換商品

エコポイントは、以下の店舗のうち1つで商品券又はポイントと交換できます。

交換店舗	交換商品	交換の要件
イオン	WAONポイント	横須賀開国WAONを所有
ノジマ横須賀店	ノジマモバイルポイント	ノジマモバイル会員サイトに登録
横須賀モアーズシティ	モアーズシティポイント	ポイントカードを所有
すかなごっこ	すかなごっこ商品券	—

6 交付申請期間

令和2年8月17日（月）～令和3年3月5日（金）（必着）

7 申請方法

必要書類を郵送か窓口持参により下記へ提出してください

〒238-8550 横須賀市環境政策部環境企画課（横須賀市役所2号館6階）

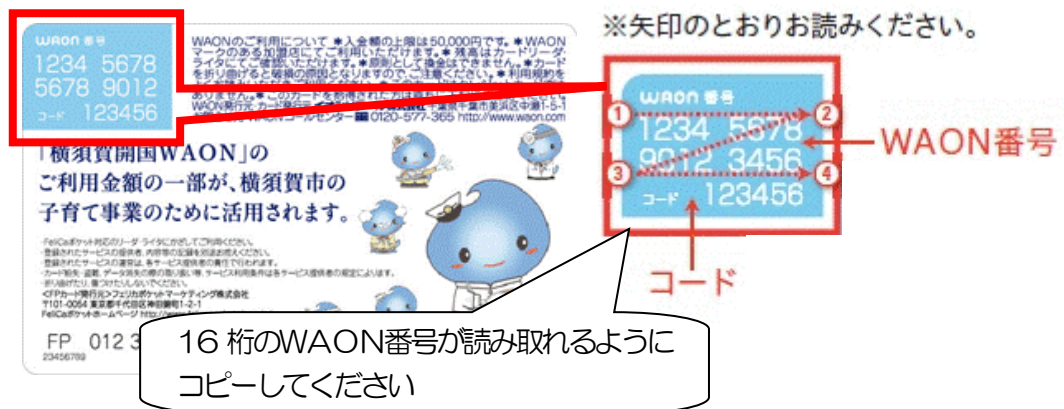
8 申請書類

(1) 共通事項

①よこすかエコポイント交付申請書（様式1）

②WAONポイント又はモアーズシティポイントとの交換を選択された方は、各店舗ポイントカードのコピー

【WAONポイントの場合】※横須賀開国WAONに限る



【モアーズシティポイントの場合】



- (2) **太陽光発電システム**で申請する場合に追加で必要となる書類
- ①電力会社から毎月届く「購入電力量のお知らせ」の写し又は電力会社のホームページで確認できる「購入実績お知らせサービス～購入電力量のお知らせ～」を印刷したもの（令和2年4月分以降1枚）
 - ・「氏名」、「住所」、「お客さま設備情報」又は「発電設備情報」が確認できること
 - ・「氏名」、「住所」が交付申請書（様式1）に記載の「申請者の氏名・住所」と同一であること
- (3) **電動バイク**で申請する場合に追加で必要となる書類
- ①対象設備・機器の設置完了・購入証明書（様式2）
 - ・購入事業者等の記載、押印があること
 - ・電動バイクを購入した人の氏名・住所が交付申請書（様式1）に記載の「申請者の氏名・住所」と同一であること
 - ②標識交付証明書又は軽自動車届出済証の写し
 - ・原動機付自転車（原付1種、2種（甲・乙）、又は自動二輪車（軽二輪車）であること
 - ・所有者の氏名・住所が、交付申請書（様式1）に記載の「申請者の氏名・住所」と同一であること
- (4) **前述以外の対象設備・機器**で申請する場合に追加で必要となる書類
- ①対象設備・機器の設置完了・購入証明書（様式2）
 - ・設置・購入事業者等の記載、押印があること
 - ・対象設備・機器を設置、購入した人の氏名・住所が交付申請書（様式1）に記載の「申請者の氏名・住所」と同一であること
- (5) その他、横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長が必要と認める書類

9 交付申請に際しての注意事項

- (1) 対象設備・機器の要件を「2 対象設備・機器の要件」で申請前にご確認ください。
- (2) 申請書に記載の「提出書類確認欄」で必要書類の内容を確認の上、提出してください。
- (3) 同種の設備・機器で複数申請することはできません。
- (4) 異種の設備・機器で申請する場合は、それぞれの設備・機器ごとに申請してください。
- (5) エコポイント交換商品を必ず選択してください。交付申請後の変更はできません。
- (6) エコポイントの交付は、申請者（対象設備・機器を設置・購入した人）本人に対して行います。
- (7) 「ノジマモバイルポイント」「すかなごっそ商品券」を選択した場合は、各店舗で定められている期間にエコポイントとの交換をする必要があります。
- (8) 「モアーズシティポイント」「WAONポイント」を選択し、申請後にカード変更などによりポイントカードの番号を変更した場合は、当協議会事務局から連絡をすることがあります。
- (9) 提出書類に不備があった場合は、当協議会事務局から連絡をすることがありますが、申請期限までに連絡がつかない又は必要書類の追加提出がない場合は、申請が無効となる場合があります。
- (10) 提出書類に虚偽の記載、申請に関しての不正な行為、不正な手段による設備・機器を購入などの不適切な申請と認めた場合、交付決定又はエコポイント交換を取り消すことがあります。

10 交付決定等

- (1) 令和3年3月中旬に、申請者あてに交付決定通知書を送付します。なお、申請が予算額を超えた場合には抽選を行います。抽選を行った場合には、当選又は落選の結果を通知します。
- (2) 交付決定した申請者（抽選の場合は当選者）には、以下の書類を送付します。
 - ①ノジマモバイルポイント、すかなごっそ商品券を選択した方には、「エコポイント券」、「交換期間及び受け取り方法のお知らせ」
 - ②WAONポイント、モアーズシティポイントを選択した方には、「ポイント付与に関するお知らせ」

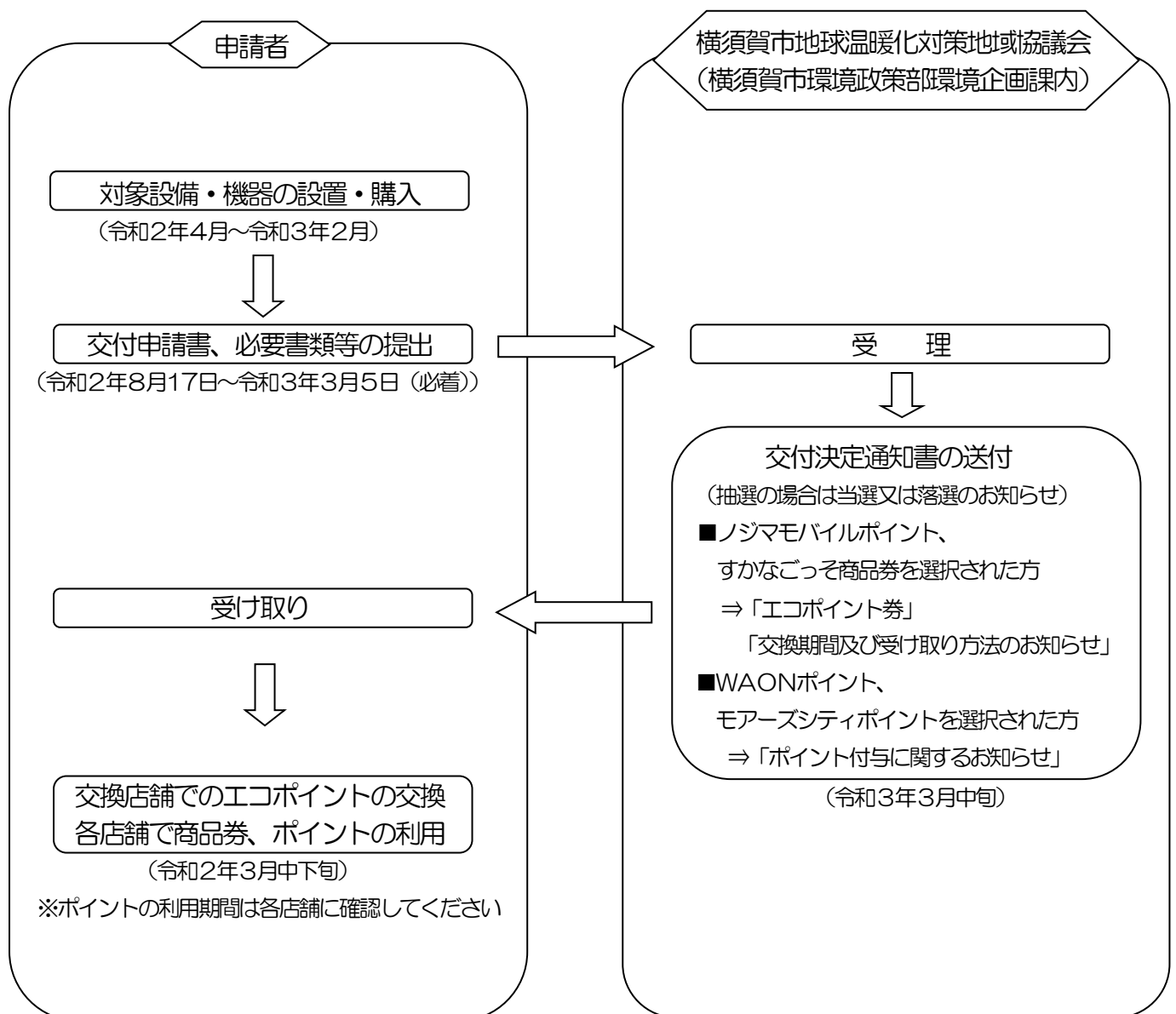
11 ポイントの交換

- (1) エコポイント交換商品の交換期間は、令和3年3月中下旬を予定しています。
- (2) 交換期間や受け取り方法などの詳細は、交付決定通知書の送付時にお知らせします。

12 個人情報の取り扱いについて

- (1) 交付申請書（様式1）や添付書類等に記載された個人情報は、本業務の目的以外に使用しません。
- (2) エコポイントの交換事務のため、氏名を商品提供事業者に連絡しますので、ご了承ください。

13 交付申請からポイント交換までの流れ



【問い合わせ先】

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局（横須賀市環境政策部環境企画課内）
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
電話：046 (822) 8524 FAX：046 (821) 1523
Eメール：stop-ondanka@city.yokosuka.kanagawa.jp